

令和3年度狩猟者登録のお知らせ(県外在住の方)

他の都道府県に在住の方が沖縄県に入猟しようとする場合の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとする。

- 1 都道府県猟友会を通して申請する場合の申請書の提出先
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 「沖縄県庁内郵便局書留置」
一般社団法人 沖縄県猟友会
電話・FAX番号 098-869-0305

都道府県猟友会を通さず申請する場合は、
申請書類の提出については、沖縄県環境部自然保護課(098-866-2243)
狩猟税納付については、那覇県税事務所(098-867-1344)
まで問合わせくださいますようお願いいたします。

2 提出書類

※ 狩猟税申告書については、平成29年度から廃止されておりますので、提出不要です。

- (1) 狩猟者登録申請書 1部
※ 申請書は、両面印刷で作成し、黒ボールペンで記入してください。鉛筆書きの申請書は受け付けません。
- (2) 狩猟者登録用に交付を受けた狩猟免状又は都道府県猟友会長が狩猟免状を有することを証明した書面 1部
- (3) 一般社団法人大日本猟友会が行う共済事業(給付額3千万円以上)の被共済者であること、損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約(保険金額3千万円以上)の被保険者であること又はこれらに準ずる資力信用を有することを証する書類 1部
- (4) 写真 (申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の「3.0cm×2.4cm」で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。)

※ 1枚は申請書貼付用、もう1枚は登録証貼付用です。

※ 2種類の登録をする方は3枚、3種類の登録をする方は4枚必要になります。

3 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な書類の詳細

- (1) 対象鳥獣捕獲員である場合
沖縄県内市町村長から交付される対象鳥獣捕獲員であることを証する証明書
- (2) 許可捕獲者(許可の区域に沖縄県内が含まれる場合に限る)

① 法に基づく許可証又は従事者証の写し

減税の対象となる許可捕獲者は、狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者及び狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者である。前者の場合許可証の写し、後者の場合従事者証の写しが必要となる。なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的でなければならない。

既に鳥獣捕獲許可証又は従事者証を返納済等で、写しを添付できない場合は、あらかじめ市町村長等に申請(参考様式「(許可証・従事者証)の写しの交付申請書」)の上、交付された証明書を添付すること。

② 捕獲等の結果を示す書面

上記①の許可証・従事者証に基づく捕獲等の結果(捕獲等の日時、場所、対象種、捕獲数、処置の概要)を記載した次に掲げる書面が必要。

ア 許可を受けた者について

許可を受けた者については、許可証の「報告欄」に所定の記載をした許可証の写しが必要である。許可証の「報告欄」の記載をもって「捕獲等の結果を示す書面」とすることを原則とする。このとき、許可捕獲実績が申請前1年以内のものであることを明示するため、報告欄の「備考」欄等に、実際に許可に係る捕獲等に従事した日付を記載しなければならない。

イ 従事者について

従事者については、申請者自らによる捕獲等の結果の証明が必要である(参考様式「捕獲等従事結果報告書」)。また、捕獲等従事結果を確認出来る書類がある場合は、添付すること。(例：活動実績報告書の写し等)

4 登録手数料、狩猟税及び郵送料等

(1) 狩猟者登録手数料 1件につき1,800円

(2) 狩猟税

狩猟者の登録及び税額の区分		税額	許可捕獲者の税額
i	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、iiに掲げる者以外のもの	16,500円	8,200円
ii	第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、都道府県民税所得割額の納付を要しないもの	11,000円	5,500円
iii	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、ivに掲げる者以外のもの	8,200円	4,100円
iv	網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、都道府県民税所得割額の納付を要しないもの	5,500円	2,700円
V	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円	2,700円

※対象鳥獣捕獲員は令和6年3月31日まで課税免除。

※許可捕獲者の減免措置は令和6年3月31日まで。

(3) 郵送料

狩猟者登録証等の送料、1回の申請につき以下の料金(レターパック代)を納付。

(1～2名:520円、3～4名:1,040円、5～6名:1,560円、7名以上:着払い)

(4) 納付方法

狩猟者登録手数料、狩猟税及び郵送料の納付は、現金書留とする。

※(3)及び(4)の取扱いについては、都道府県猟友会を通じて申請する場合があります。

5 受付の開始

令和3年10月1日(金)から開始する。ただし、10月15日(金)までに到着しないものや、書類に不備があるものについては、初猟日までに狩猟者登録証の交付ができない場合がある。

6 その他

(1) 申請書は、できるだけ都道府県猟友会でとりまとめの上、様式Aの「狩猟者登録申請書送付明細書」を記入・添付し、一括して提出すること。

(2) 審査等に相当の処理日数を要するため、ゆとりを持って申請すること。

(3) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入すること。

(4) 申請書等に不備があるものは受理せず、書類は送料着払いで返送する場合がありますので、提出にあたっては十分留意すること。

(5) 網猟、罟猟登録申請者は沖縄県猟友会作成の名札及びシール(1枚セット100円)がございました。

(6) 虚偽の申告をした場合は、地方税法第700条の57を適用される可能性があります。

【参考】地方税法

第700条の56 狩猟税の納税義務者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、狩猟税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

第700条の57 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。